

日医FAX ニュース



日医FAXニュース
編集・発行：日本医師会 (03-3946-2121)

■ 入院措置、重症化リスクある人に重点化

— 田村厚労相 —

田村憲久厚生労働相は10月9日の閣議後会見で、入院措置の対象となる新型コロナウイルス感染者を見直すことを表明した。具体的には、▽高齢者や基礎疾患を持つ重症化リスクがある人など医学的に入院治療が必要な人▽感染症の蔓延防止のため必要な事項を守ることには同意しない人—を対象とする。同日、「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令」を閣議決定した。公布日は14日で施行期日は24日。

新型コロナウイルス感染者は現行では全員入院対象にできるが、今秋以降の季節性インフルエンザの流行も見据え、医療資源を重症化リスクのある人などに重点化するため、感染症法に基づく入院措置の対象を見直す。先月25日の厚生科学審議会感染症部会でも、入院措置の対象を重症化リスクのある人などに重点化する方針が了承されていた。

一方で、省令事項により、都道府県知事などが蔓延を防止するために入院を必要とする

人を合理的かつ柔軟に入院対象とすることができるようにする。田村厚労相は、全国知事会の一部から、新型コロナの感染者があまり見られない地域もあることから、感染防止の観点から重症化リスクが少ない人も必要に応じて入院できるように、という要望があったことも紹介した。

また、季節性インフルの流行期も見据え、新型コロナの疑似症患者の届け出は入院症例に限ることにする。季節性インフル流行期には多数の発熱患者が発生することが想定されることなどから、疑似症患者が急激に増加することが想定されることを踏まえたもの。省令事項で施行期日は14日。

●医療機関、「十分に足りる数字ではない」

新型コロナ感染症とインフルの同時流行を見据え、発熱外来診療体制を整備するための「診療・検査医療機関」の指定状況についても言及した。医療機関ごとの事情があるとしたが、10月上旬現在の都道府県からの報告数については「十分に足りる数字ではない」と述べ、都道府県に対して今後見込まれる発熱患者に十分対応できる体制整備を求めた。また、6日から開催されたWHO西太平洋地域委員会へ参加したことも紹介。WHOの執行理事は地域ごとに割り当てられており、会合ではWHO執行理事に日本が立候補することの総意が得られたとした。来年5月のWHO総会で正式に決定する。【メディファクス】

■ 感染症の政令指定期限延長案を了承

— 厚労省・感染症部会 —

厚生労働省の厚生科学審議会感染症部会は

10月9日、検疫法第34条に基づく感染症の政令指定の期限を1年以内に限り延長できるようにする案を了承した。検疫法改正により、来年2月以降も新型コロナウイルスに感染した入国者の隔離、停留などの措置ができるようになる。

指定感染症の政令指定の期限を、1年以内の政令で定める期間に限り延長できるとしている感染症法に合わせた対応。厚労省の担当者は会合後の会見で、新型コロナウイルス感染症に限らず、他の感染症も含め延長できる方向で検討していることを説明した。

厚労省は同日、検疫法に基づく感染症の政令指定の期限が1年以内で、延長できない現状にあることをあらためて説明。新型コロナウイルス感染症の国内外での発生や蔓延状況などに応じた柔軟な対応の必要性を指摘した。

また、厚労省は同日の会合で、9月末(2020年第40週)から三重県内での全てのインフルエンザ定点医療機関が、臨床定義でのインフルエンザ様疾患(ILI)と新型コロナウイルス様疾患(CLI)の報告をしていることを受けた新たなサーベイランスも紹介した。

厚生労働科学研究として実施しており、研究班のメンバーである谷口清州構成員(国立病院機構三重病院臨床研究部長)がILI/CLIサーベイランスについて説明し、地域内で感染状況に関する情報を共有することの重要性を指摘した。

厚労省は、臨床上鑑別が困難なインフルエンザと新型コロナウイルス感染症を疑う患者のうち、実際にインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症患者のそれぞれの割合が不明であることを説明した。検査前確率の把握が

課題だとして、検査前確率のそれぞれの評価を可能とするためのサーベイランスが必要だと指摘した。厚労省は、今後三重県以外にも同様の取り組みをする都道府県を募集する方針だ。【メディファクス】

■ 診療時間等の変更、届け出の必要なし

— インフル流行期で厚労省 —

厚生労働省医政局総務課は10月6日付で、インフルエンザ流行期に備えて発熱患者の外来診療・検査体制を確保するため「一時的に診療時間や診療日を変更」する場合、医療法に基づく当該変更の届け出は必要ないと都道府県などに事務連絡した。インフルエンザ流行期の発熱患者への対応の重要性を踏まえた対応。管内医療機関への周知を求めている。

【メディファクス】

■ HPVワクチンのリーフレットを改訂

— 厚労省 —

厚生労働省は10月9日、ヒトパピローマウイルス(HPV)ワクチン接種に関するリーフレットを改訂し、ホームページに掲載した。リーフレットは、ワクチン対象者や目的をあらためて整理し、読みやすさや分かりやすさを重視したもので、「HPVワクチン接種の対象年齢の子どもとその保護者向けの概要版」などの4種類。都道府県等には、HPVワクチンの接種対象者などへの周知に関する関連通知も同日発出し、必要な情報提供のために新たなリーフレットの活用を求めている。

リーフレットは、▽HPVワクチン接種の

対象年齢の子どもとその保護者向けの「概要版」と「詳細版」▽HPVワクチンを接種した子どもとその保護者向け▽HPVワクチンの接種に係る医療従事者向け一の計4つ。

同日発出された周知に関する具体的な対応などの通知(健健発1009第1号)には、情報提供の目的や、個別送付による情報提供の方法などを記載。対象者らが情報に接する機会を確保し、接種をするかどうかについて検討・判断ができるよう、市町村は、予防接種法施行令の規定に基づき、対象者へ周知をするよう求めた。

周知の際は、接種を希望した場合の円滑な接種のため、予防接種を受ける期日または場所など必要事項を周知する必要があることも指摘。接種日時と場所を周知する方法のほか、接種日時と場所などを掲載しているホームページや問い合わせ先を案内し、必要な情報が入手できるようにする方法でも差し支えないとした。

情報提供資材の個別送付と接種日時と場所などの周知に当たっては、「接種を受けましょう」「接種をおすすめします」など、個別送付することで定期接種の積極的な勧奨となるような内容を含まないよう留意する必要があることを記載した。

●HPV感染症「定期接種の対応」も改正

また、併せて健康局長通知「ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応について(勧告)」も一部改正した。市町村長に対し、同感染症の定期接種対象者らが接種のために受診した場合は、ワクチン接種の有効性と安全性などを十分説明した上で、対象者らが接種を希望した場合に接種することを、医療機

関に周知するよう求めた。【メディファクス】

■ 緊急避妊薬、現状調査して再検討

— 田村厚労相 —

田村憲久厚生労働相は10月9日の閣議後会見で、評価検討会議で再検討することになった緊急避妊薬の処方箋なし利用について、2017年の議論も踏まえて「現状をしっかりと調査した上で」、どうあるべきかを探っていく考えを示した。

処方箋なし利用の導入時期については、厚労省として「期限を区切ってということは考えていない」と述べた。

政府は年末をめどにまとめる「第5次男女共同参画基本計画」について、基本的な考え方の案を8日の専門調査会に提示。「予期せぬ妊娠の可能性が生じた女性の求めに応じて、緊急避妊薬に関する専門の研修を受けた薬剤師が十分な説明の上で対面で服用させることを条件に、処方箋なしに緊急避妊薬を利用できるように検討する」との記述を盛り込んだ。

田村厚労相は、望まぬ妊娠の可能性が生じた女性にとって、緊急避妊薬が必要なことは理解していると説明。一方で、医薬品使用の安全性をしっかりと確保する必要があることも指摘した。

緊急避妊薬を巡っては、17年に「医療用から要指導・一般用への転用に関する評価検討会議」で、OTC化は時期尚早と判断された経緯がある。田村厚労相は、性教育、緊急避妊薬への一般の理解、薬剤師の研修などの現状を踏まえて、再検討する見通しだと説明した。

【メディファクス】